

兵庫地方最低賃金審議会  
第4回兵庫県最低賃金専門部会

議事録

令和6年8月5日(月) 9時30分～11時28分	
兵庫労働局 第3共用会議室	
公益代表委員	梅野委員、千田委員、山口委員
労働者代表委員	岩崎委員、小西委員、堀井委員
使用者代表委員	倉本委員、松岡委員、吉川委員
事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長、飯田賃金指導官、 山中労働基準監督官、小川労働基準監督官
(1) 兵庫県最低賃金の改正審議について (2) その他	
議 事 内 容	
<p>○飯田賃金指導官 おはようございます。 定刻になりましたので、始めさせていただきます。 委員の皆様には、お忙しい中、またお暑い中御出席いただきましてありがとうございます。 本日は、倉本委員が少し遅れてこられると伺っておりますが、審議会令第6条第6項の規定による定足数を充足しておりますことを御報告させていただきます。 それでは、これからの議事進行を山口部会長よろしくお願いいたします。</p> <p>○山口部会長 ただ今から第4回兵庫県最低賃金専門部会を開会します。 傍聴者の皆様には、受付でお渡しした遵守事項に従い、円滑な議事進行に御協力のほどよろしくお願いいたします。 議事に入ります前に、事務局から他局の状況等説明事項はありますか。</p> <p>○安積賃金室長 事務局より他局の状況について、御説明させていただきます。 現在のところ、大阪、静岡、愛知、滋賀、奈良、北海道、三重、山梨の8つの都道府県の審議会で目安どおりの50円アップで決まったという状況を確認しております。以上です。</p>	

○山口部会長

それでは、議題（１）「兵庫県最低賃金の改正審議」に入ります。

初めに前回までの審議状況の確認をいたします。

使用者側は春季労使交渉の賃上げ結果のデータを参考とし、連合兵庫の集計結果から今年の300人未満合計の賃上げ率の平均が4.12%となっていたことから、41円の引上げ、時間額1,042円の提示をするとのことでした。また、今後の特定最低賃金審議のことも考慮してほしいという意見がありました。

一方、労働者側は2回目の提示金額から金額変更はなく、63円引上げの時間額1,064円とのことでした。兵庫県は県内総生産が全国6位の都道府県にもかかわらず、転入転出については、全国44位で転出超過となっていることから全国での兵庫県の立ち位置を守るため、県内で働く人のプライドを維持するためにも、この金額引上げを提示したとのことでした。

こうした労使の提示を踏まえ、その後、公使、公労で打合せをいたしましたが、新たな金額提示には至らず、労使の金額提示に隔たりは埋まらないため、公益から強く両者に歩み寄りを要請し、労使双方持ち帰り、審議終了となりました。

労使の意見一致ができるように、本日も引き続き審議を進めたいと思いますので、よろしくお願いたします。

ここからは、持ち帰った結果を踏まえ、労使双方から御意見を伺いたいと思います。

御意見を伺う前に労使それぞれ打合せの時間は必要でしょうか。

○労働側委員

お願いたします。

○山口部会長

それでは、10分程度の別室で打合せをお願いたします。

（労働側委員打合せ）

○山口部会長

それでは、前回を受けまして、双方から御意見を伺いたいと思います。

本日は、労働側から金額提示をお願いたします。

○小西委員

労働側からは、第2回の専門部会において、具体的な改正額として、プラス63円（1,001円から1,064円）を提示しました。

その後、公労・公使との協議の中で、公益側より提示額に大きな隔たりがあり、それぞれが歩み寄れる努力との強い要請がありました。

公益側からの要請を受け、労働側としても検討を行い、次の額を再提示いたします。

具体的な改正額としましては、プラス57円の1,058円を提示いたします。

数値的な考え方としましては、賃上げ率(連合集計)の有期・短時間、契約等労働者 5.74%等を勘案し、提示いたします。

また、これまでも主張してきましたが、最低賃金近傍の労働者の生活水準の維持・向上の観点から消費者物価及び実質賃金を考慮したさらなる最低賃金の引上げの必要性であるとか、昨年度を大幅に上回った春闘結果の未組織労働者への波及などを重視しています。

加えまして、「全国加重平均との格差、地域間格差の是正の必要性」を重視しています。

兵庫県の最低賃金は、一昨年、公労使合意の下 960 円となり、全国加重平均 961 円に一步近づきました。昨年は目安プラス 1 円、1,001 円となったものの、全国加重平均は 1,004 円となり、さらに格差が広がる結果となりました。

県内総生産や小売り出荷額等の経済指標が全国平均を上回っている兵庫県の最低賃金を全国加重平均に到達させることが兵庫県の魅力向上や労働力人口の県外流出防止にもつながるものと考えております。

したがって、当初の提示額確保の必要性は認識しつつも、全国加重平均との格差、地域間格差の是正、兵庫県経済の好循環の構築等を踏まえたぎりぎりの歩み寄りとして今回の見直しに至りました。以上でございます。

#### ○山口部会長

ありがとうございます。

続いて、使用者側からお願いいたします。

#### ○松岡委員

使用者側として、今回は連合兵庫集計の県内中小企業の春闘結果より平均の 4.12%を使用させていただき、41 円引上げの 1,042 円を提示させていただきました。

前回も申し上げましたが、この 4.12%は県内労使が交渉を重ね、妥結した結果で、真にこの春の県内中小企業の実力と限界を示す指標と考えられます。

しかし、この金額は目安に及ばず、金額の上積みを公益委員より促されましたので、再度考えさせていただきました。

何度も考え、何度も調べさせていただきましたが、4.12%を上回る科学的な数的根拠を見出すことができませんでした。

第 1 回専門部会で 2030 年代半ばまでに 1,500 円となることを目指す目標について、より早く達成との具体的な金額が記載された政府の計画・方針に配意を求められ、その相当額の目安を伝達され、「思考停止に陥ってしまうおそれを感じております」と表明させていただきましたが、まさにその状況に近づいております。

今の 50 円もの目安を前に我々使用者側が合意できるのは目安以下でしかなく、同様に労働者側が合意できるのは目安以上しかないのではないのでしょうか。

であれば、事実上三者合意できる可能性があるポイントは目安額しかなく、三者合意が労使自治を示すものであるとすれば、そのポイントを選択するしかないと考えます。

したがって、使用者側は三者合意を尊重する立場において、目安どおり 50 円引上げ

の 1,051 円を提示させていただきます。

最低賃金の大幅引上げにより、賃金水準を引き上げ、GDPを拡大するとともに、産業・事業の新陳代謝を促すことで失われた 30 年を取り戻すことが我が国経済の発展に欠かせないという考えはマクロ経済的には正解であるといえます。

しかし、第 1 回専門部会でも述べましたが、マクロ経済政策の手段として用いられる最低賃金の決定は必然的に非常に不確かなものになると同時に、誤りがもたらす結果は深刻なものとならざるを得ないと言われており、そもそも新陳代謝というものには必ず排出ということに伴うことを忘れないでいただきたい。

約 10 年にわたり、50 円近くの最低賃金を引き上げることは相当量のこの排出を生みだします。

今回及び今後の最低賃金引上げがもたらす結果が深刻なものとならないことを祈るばかりです。以上です。

○山口部会長

ありがとうございます。

今回提示していただいた額は、労働側が 57 円アップの 1,058 円、使用者側が 50 円アップの 1,051 円ということで、まだ少し開きがあります。

それぞれ今お示しいただいた理由等に何か質問等がありますでしょうか。

○各委員

(特になし)

○山口部会長

なければ、この後公益側と労働側、公益側と使用者側、それぞれ二者間に分かれて、個別に意見を伺いながら、調整してまいりたいと思います。よろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○山口部会長

それでは、労働側から別室にてお願いします。

(公労会議、公使会議、公益のみの打合せ)

○山口部会長

傍聴の方には長くお待たせして申し訳ありませんでした。

二者間協議の内容を説明させていただきます。

今日当初労働側からは 57 円という提示をいただき、使用者側からは 50 円という提示をい

いただきました。

公益としては、この57円と50円との7円の差が埋まらないかということで、使用者側、労働側それぞれに再考をお願いいたしました。

具体的に申しますと、労働側には57円よりも少し金額を引き下げて歩み寄りをいただけないか、使用者側に対しては、50円よりも上げて、57円に近づくような形で歩み寄りをいただけないかということをお願いしたということです。

何回かの協議において、いろいろお願いをした中で、労働側から53円ではいかがかという提案がありました。

これは、基本的に国の目安の金額である50円プラス兵庫県と全国加重平均との差の3円を埋めるということでの53円という提案です。

この53円という提案に対して、使用者側に検討をお願いしましたが、やはり50円より上げることはできないというお話で現在に至っています。

そういう経緯を経て、これまで二者間協議を通じて、意見調整を図り、それぞれに出せるところまでの意見を出していただいて、下げられるところまでの金額提示、上げられるところまでの金額提示をそれぞれいただきました。

審議を尽くしたものと判断して、本専門部会としての意見の取りまとめをさせていただきたいと思います。

労働側の主張は、基本的に目安の金額を反映した50円に兵庫県の最低賃金の全国加重平均との差3円を埋めるため、3円をプラスして、53円という形で提案したいというものです。

それに対して、使用者側の主張は、先ほど来説明がありましたように三者合意を実現することと政府提案を尊重するというので50円ということです。

時間額にしますと、労働側が1,054円で、使用者側が1,051円まで歩み寄りをいただいたというところが、今の状況ということになります。

公労、公使の協議を重ね、いろいろ審議をさせていただいたのですが、両者の合意を得ることができませんでした。

ここで、公益側から改めて、金額提示をさせていただいて、採決を取る形で、今年度の金額を決めてまいりたいと思います。

公益側の見解としましては、目安の金額の50円プラス1円の51円アップ、時間額としては1,052円を提案させていただきたいと思います。

公益側の見解としましては、先ほど言いましたように目安の金額の50円というのがあり、これは全国的な課題でもあるので、そこは50円というところで受け入れようということです。

それに兵庫県独自の課題として、全国加重平均との差が3円あるということがありますので、その差を少しでも埋めていきたいということ。それが一つ公益側で考えているところです。

併せて、オール兵庫で共同メッセージが出されており、やはりここでしっかり賃上げを実現していこうというオール兵庫での考え方も尊重していかないといけないだろうと考えま

す。我々のそれぞれ関連する組織の代表の方が出た会議ですので、ある程度の重きを押し出した方が良いでしょうということです。

そうしたいろんな意味を込めまして、目安の金額プラス1円の51円アップ、時間額で申しますと1,052円ということです。この金額で部会としてまとめることでよろしいかどうかの確認をしたいと思います。

労使の皆さんが合意いただける場合は、この引上げ額を部会報告といたします。

その後で全会一致についての確認をいたします。

この金額で全会一致の決議がならなかった場合は部会の決議を答申することはできませんので、部会報告を取りまとめて、本審に提出し、改めて本審において、審議をして答申を行うこととなります。

なお、部会報告について、取りまとめに入ることに合意をいただけない場合はもう少し時間を取って、継続審議で確認をさせていただきます。

このままの審議で結論を出すことでよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○山口部会長

ありがとうございます。

ここで部会報告の取りまとめを行うことについては、労使委員の皆様の合意を得られたものと判断します。

それでは、次に公益の金額ということで1,052円を提示させていただき、この専門部会において、全会一致の確認をさせていただきます。

決議は挙手で行い、金額について賛成・反対のいずれか一方に挙手を求めることとします。

本年度の改定額は時間額1,052円、引上げ額51円で、理由は先ほど申し上げたとおりです。

この公益案の引上げ額について、反対の方は挙手をお願いします。

(使用者側委員3名挙手)

○山口部会長

ありがとうございます。

この公益案の引上げ額について、賛成の方は挙手をお願いします。

(公益側委員2名、労働側委員3名、計5名挙手)

○山口部会長

ありがとうございます。

公益案の引上げ額について、採決を行ったところ、残念ながら、全会一致とはなりませんでした。

それでは、先ほど申しあげましたように部会としての報告書の取りまとめに入ってまいりたいと思います。

再度兵庫県の最低賃金額についての確認です。

時間額 1,052 円、引上げ額 51 円、効力発生日令和 6 年 10 月 1 日この内容で事務局において、報告文を作成いただきたいと思います。

また、例年報告書には部会としての要望事項を付記しております。

前回の専門部会の最後に申しあげましたが、金額審議の中で労使の意見や懸念事項を踏まえ、公益としての案を示させていただき、その案をたたき台として、各委員の皆さんの御意見を踏まえ、追加、修正を行ってまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

○各委員

異議なし。

○山口部会長

それでは、事務局は公益案の配布をお願いいたします。

(事務局、昨年報告分と今回の公益案を配布とともに公益案を画面に表示)

○山口部会長

あくまでも公益案となりますが、御覧いただいた上で各委員から要望事項等がありましたら、御意見をいただき、適宜その内容を盛り込みながら、作成したいと思います。

まず、今お配りしました公益案を御一読いただければと思います。

前方スクリーンの方にも掲示されております。

それでは、建議の内容ですが、そのまま読んでみます。

(以下、報告書(案)建議部分の項目 1 から項目 4 を読み上げ。)

兵庫の独自性の議論ということが今回テーマでしたので、公益の方で項目 4 を追加で入れさせていただきました。

建議としては、このような項目を挙げております。

皆さんの御意見等があれば、よろしくをお願いいたします。

(委員、事務局にて、内容確認及び情報・意見交換を行い、①項目 3 の 2 行目、「被用者保険適用の適用拡大の見直し」に「等」を追加し、「被用者保険の適用拡大等の見直し」に修正し、②文中に要望するという表現が重複しているため、項目 2 の 4 行目「を要望する。」を削除することとした。)

(事務局、「報告文」最終案の作成)

○山口部会長

では、報告文案について、事務局で読み上げてもらい、確認をいただきたいと思います。事務局は報告文案の読み上げをお願いします。

○飯田賃金指導官

兵庫地方最低賃金審議会  
会長 梅野巨利 殿

兵庫地方最低賃金審議会  
兵庫県最低賃金専門部会  
部会長 山口 隆英

兵庫県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月1日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、今回の報告に当たっては、以下のことを政府に強く要望する。

1 中小企業・小規模事業者の労務費・原材料費・エネルギーコスト上昇分の適切な価格転嫁を実現するため、所管省庁は独占禁止法や下請法の執行を強化するとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を行うこと。

2 中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても、円滑に企業運営を行えるように、現在の「業務改善助成金」制度をより充実させるとともに、労働者の処遇改善等を支援するその他の助成金についても、賃上げ加算等の拡充を行うこと。また、社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減をはじめとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援を行うこと。

3 労働者がいわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用促進と制度の充実、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むこと。

4 生活者のリビングコスト（医療、教育、住宅など）の低下に向けた住宅補助や医療費補助等の公的な取り組みを検討し、実施すること。

本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記



公益代表委員 梅野巨利、千田直毅、山口隆英  
労働者代表委員 岩崎和人、小西啓介、堀井説也  
使用者代表委員 倉本信二、松岡直哉、吉川和宏

別紙

兵庫県最低賃金

- 1 適用する地域  
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 1,052 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和6年10月1日

以上です。

○山口部会長

ありがとうございます。

ただ今読み上げた報告文案を部会報告として、本審に報告させていただくこととして、よろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○山口部会長

ありがとうございます。

それでは、報告文案から案を削除し、報告文として、本審に報告させていただきます。  
事務局から何かありますでしょうか。

○安積賃金室長

特にございませぬ。

○山口部会長

それでは、これを持ちまして、専門部会を閉会とします。  
委員の皆様お疲れ様でした。

山口 隆英

堀井 説也

松岡 直哉